

## 新宿区健康づくり庁内推進会議設置要綱

27 新健健企第 796 号  
平成 27 年 8 月 4 日  
副 区 長 決 定

## (設置)

第 1 条 新宿区における健康づくりについて、庁内全体で連携し、総合的な施策の推進を図るため、新宿区健康づくり庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新宿区における健康づくりに関する施策の総合的推進及び調整に関すること。
- (2) 新宿区健康づくり行動計画の策定に関すること。
- (3) 新宿区健康づくり行動計画の進行管理に関すること。
- (4) その他健康づくりに関して必要と認められる事項

## (構成)

第 3 条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、副区長とする。
- 3 副会長は、健康部長とする。
- 4 委員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、必要に応じてその他の委員を任命することができる。

## (会議)

第 4 条 推進会議は会長が招集し、主宰する。

- 2 会長に事故ある時は、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

## (幹事会)

第 5 条 推進会議のもとに幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進会議の運営を補助する。
- 3 幹事会の会長は、健康部長とする。
- 4 副会長は、健康部副部長とする。
- 5 幹事会は、健康部長が招集し、主宰する。
- 6 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 7 幹事会は、会長が指定する別表 2 の職にある者をもって充てる。

(小委員会の設置)

第6条 幹事会のもとに、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会の構成及び運営は、幹事会が定める。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康部健康推進課が担当する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月4日から施行する。

(別表1) 第3条関係

新宿区健康づくり庁内推進会議委員

1	会長	副区長
2	副会長	健康部長
3	委員	区長室長
4	委員	総合政策部長
5	委員	総務部長
6	委員	地域文化部長
7	委員	福祉部長
8	委員	子ども家庭部長
9	委員	健康部副部長
10	委員	みどり土木部長
11	委員	環境清掃部長
12	委員	都市計画部長
13	委員	教育委員会事務局次長

(別表2) 第5条関係

新宿区健康づくり庁内推進会議 幹事会

1	会長	健康部長
2	副会長	健康部副部長
3	幹事	区長室区政情報課長
4	幹事	総合政策部企画政策課長
5	幹事	総務部総務課長
6	幹事	地域文化部地域調整課長
7	幹事	地域文化部生涯学習コミュニティ課長
8	幹事	地域文化部新宿未来創造財団等担当課長
9	幹事	福祉部地域福祉課長
10	幹事	子ども家庭部子ども家庭課長
11	幹事	健康部健康推進課長
12	幹事	健康部健康企画・歯科保健担当副参事
13	幹事	健康部医療保険年金課長
14	幹事	健康部高齢者医療担当課長
15	幹事	健康部衛生課長
16	幹事	健康部保健予防課長
17	幹事	健康部牛込保健センター所長
18	幹事	健康部四谷保健センター所長
19	幹事	健康部東新宿保健センター所長
20	幹事	健康部落合保健センター所長
21	幹事	みどり土木部土木管理課長
22	幹事	環境清掃部環境対策課長
23	幹事	都市計画部都市計画課長
24	幹事	教育委員会事務局教育調整課長